

第14回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成26年2月28日(金) 13:55~16:00
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：小西内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省ほか

議事

1. 「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営の基本方針について

(1) アイヌ遺骨の返還集約保管の基本的な考え方について

① 事務局より主な論点について説明。

② 主な意見等

○ 先住民族の権利に関する国際連合宣言は、各条文において、まず先住民族の権利についての記載があり、次に国がとるべき措置を記載するというスタイルとなっており、遺骨や遺骸に関する返還等について書かれている11条、12条、13条、31条は、現在検討している問題にとって非常に重要である。

現在アイヌ遺骨を保管している12大学のうち、北海道アイヌ協会が見たことのある大学は、北海道大学と札幌医科大学の2大学のみ。文部科学省が実施した調査によると、どこから持ってきたか、いつ収集したか、男か女か、大学がどのように手に入れたかなど不明という部分が多く非常に驚いており、保管状況についても、倉庫にあるなど大学が人の遺骨をこのように保管してよいのだろうかという怒りで本当に心が震えており、人間として扱っていただきたいと考えている。また、つい1週間ほど前だが北海道新聞に、アイヌ民族はいつからアイヌ民族かという記事が掲載され非常にショックを受けた。記事を書いた方と話したところ勉強不足で申し訳ないと言っていたが、やはり日本国民はアイヌのことが分かっていないのではないかと思った。こうしたことから、北海道アイヌ協会は、残りの10大学の保管状況を見せていただくよう国に強く要請する。

北海道大学は、この2年間にわたって他大学から先生を呼び、時間と費用をかけてきちんとした保管状況とした。素晴らしい状況で私は感動したところで、ここまでやるのであればアイヌの未来のために研究も必要であると思った。

○ 国連宣言のもと、人権を尊重することを含めた民族の尊厳を確立するという事は、最低の条件であり遺骨は物ではない人として扱っていただきたい。また、北海道大学の取組は、当たり前のことをしており、残りの10大学も見せていただきたい。

○ 今後も遺跡などから新たな遺骨は発掘されると思われるが、このような遺骨についての慰霊と研究も国連宣言の11条、12条、13条との関連において必要であると考えるので、象徴空間への集約対象とするべきである。

アイヌ民族は文字を持っていなかったため、自らの過去の歴史については遺跡や遺骨を研究することが欠かせない。尊厳ある慰霊と大学における研究は相反すると思われるが、これを両立することが国連宣言を具現化することにつながると思う。

○ 大学では、基本的に研究者単位で管理を行っており永続性は担保できないと思われるので、不適切であると考えられるような過去の遺骨収集に対する責任を踏まえ今後も責任のある慰霊や管理を行っていくためには、象徴空間への集約が必要である。

研究者はアイヌ遺骨に限らず発掘される全ての遺骨を人として扱っていると思っているが、研究に関して、大学での遺骨研究はマジョリティの視点によるものとなっており、過去の研究を見るとアイヌ遺骨については和人の視点からになっているのではないか。象徴空間ではアイヌの視点からの研究や慰霊を行うことができると考える。

また、過去の研究者の行為により現在このようにアイヌの方々に苦しみを与えているが、仮に今後アイヌ遺骨について研究を行わないとすれば、アイヌ以外の研究が進むことでアイヌの人々についてだけその成立のシナリオや過去の生活が分からないという事態も想定される。今の私たちの判断も将来において責任を問われることになる。そのため、今後も研究は必要であり、アイヌの方々の視点か

らの研究を担保するためには、象徴空間の中に研究機関の機能を持たせるべきである。

- まず、大学において、頭骨や四肢骨がバラバラになっているかを調査し、象徴空間に遺骨を集約後は、爪の先1つまで遺骨を一体とすることこそまずやるべき研究であり、これが終わった段階で初めて人類学的な研究を行うことにすべきである。
- 遺骨を一体とすることとアイヌ民族の起源などを知るために行う作業は、性別や年齢の特定や仮に行う場合におけるDNA鑑定なども同じ作業とになるので分けて考える必要はないのではないかと。
- アイヌの哲学を考える前に、自分の先祖の場合はどうするかという視点で考えれば、一日も早く集約することが一番丁寧な方法である。大学の他にも博物館や資料館についてもどうなっているのかと心配している。

また、アイヌの歴史解明などアイヌのための研究は必要である。

- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書では、アイヌの精神文化の尊重という観点から、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの遺骨等について集約するという書き方になっている。集約の意義については、直接にはアイヌ民族の精神生活の尊重という観点から行うとしている。集約の範囲については、過去に発掘・集約されたものについて象徴空間に集約するという書き方をしている点に留意することが必要。
- 国連宣言31条にある知的財産権との関連を考えると今後も研究を行う必要があるので、今後遺跡から発掘される遺骨も含めて集約の対象としていくべき。
- 今後発掘される遺骨についてまで集約対象にするのであれば、アイヌ民族の遺骨であるということと国連宣言の趣旨だけでは、集約する理由として十分といえるかどうか。
- 遺骨だけでなく副葬品も含めて考えると葬制の中にアイヌの考え方や死生観を読み取ることができるので、現在分かっているものだけに限定せず集約することは意義があるのではないかと。

ただし、当面は、大学が保管している遺骨の集約を優先しつつ、今後、集約の意味や研究のあり方というのを論議していただきたい。

- 研究者とアイヌの人々が対立概念であると考えべきではない。沖縄の方が沖縄のルーツを探るための研究を随分前から行っているように、今後アイヌの若者で形質人類学を志す方はたくさん出てくると思う。過去、日本人のルーツを辿るために研究材料とされたことはとても不幸なことであり、これを繰り返してはならないが、アイヌが自らのルーツを探るための研究を志したときに、我々の世代がその道を閉ざして良いのかということを考える必要がある。私たちは、アイヌの若者たちが利用できるようにしなければならない。
- 慰霊碑というか、慰霊塔のようなものの中に遺骨が保管されるというイメージを持っている。昭和50年代に屈斜路湖で発掘された古いアイヌのお墓から出てきた遺骨などが、屈斜路湖の資料館において筵の上に並べられているのを見たことがあるので、これらの遺骨も総合的に集約して欲しい。地元のお墓に入れないで資料館の地下室で保管されているのであれば、そういう遺骨もそこに置いて欲しいと思っている。だから、今後出てくる遺骨も地元で茶毘に付して土に還れるのならば良いが、それができないのであれば最終的にそういう遺骨も入れる施設を象徴空間に作って欲しい。
- 大学が保管している遺骨については、近代のものは少なくほとんどが明治以前のものでこれは恐らく返還対象にならないのではないかと。

明治以降は、日本式の法制あるいは葬式でお墓を大事にするようになったが、本来アイヌは墓参りしない、行ったら怒られるぐらいであった。明治以前は個人で墓守するなどという思想はアイヌにはないので、コタンまたは市町村ごとに返還して欲しいと言わない限り、返還は難しいと思う。

また、人類学会が先住民族のことを何十年も一生懸命やっているにも関わらず、アイヌにずっと関わっている方でさえいつからアイヌ民族などと新聞に書くくらいなので、今後も研究は必要である。

- 研究は、副葬品も含めて一体として行うべきであり、そこから歴史なども見えてくるし全てを語ると思う。
- 北海道大学で行っている副葬品の保管方法は、副葬品の取り扱いについての国の方針が定まるまでの間、現状を維持するというもの。恒久的な保管体制を構築しているわけではなく、早い段階で国の方針を固める必要がある。具体的には一番問題なのは鉄製品であり、放置すると酸化して腐食する。他大学のことも考慮に入れると、出土した状態のままにして腐食するにまかせるのか、酸化を止めて現状維持に努めるか、あるいは研究資料としての活用のためにサビ抜きなどの作業を行うべきなのか、

そのあたりの検討が必要。

- 副葬品の保管は、返還や研究に関する問題である。
- 副葬品は遺骨と一緒に埋葬したものであり、これを掘り起してしまったのだから、まずはできるだけ丁寧に保管する必要がある。

また、最終的には懇ろに土に還すべきだと考える。
- 基本的な考え方として、副葬品は遺骨と帰趨を共にするということであり、遺骨について基本的に研究に道を開くのであれば、副葬品についても同じように研究の対象という位置づけになる。そうであれば、副葬品は研究素材となり得るような状態で保管しておく必要がある。
- 副葬品は基本的に研究できるような状態に保管する必要がある。各大学は、遺骨や副葬品を研究のために持っていったのであれば、なぜ研究成果を出さないのか疑問に思う。北海道大学の研究資料の成果はやはり凄いものがあり、これを見るとアイヌの文化がどのように変わってきたかなどが分かる。遺骨を保管している12大学はそれを行う責任があると思っており、象徴空間に遺骨や副葬品を集約してそれで責任は無くなったというということではなく、保管している資料などもきちんと出すべきである。
- 遺骨の慰霊については、全ての関係者が関わるべきである。
- 慰霊については、最大の当事者であるアイヌ及びアイヌ関係団体が慰霊の儀式を主催する立場と考えて良いのか確認したい。
- 象徴空間では、国連宣言の11条、12条、13条、31条に基づいて先住民族が管理運営だけでなく慰霊についても行うべきと前回部会でも申し上げた。

研究についても、先住民族のリーダーが許可を出す立場にあるべきである。

慰霊については、全ての関係者が関わるべきであり、最終的にはアイヌ民族がそのリーダーになるべきである。
- DNA鑑定が必要とされる局面は最低限2つあると考える。1つ目は遺骨返還請求者と遺骨の縁戚関係を確認する場合。2つ目は、骨学的手法だけでは一体化が難しい遺骨を一体化するために行う場合。

問題は、法的道義的に遺骨を削ってDNAの試料を採ることを含めDNA鑑定を行うことについて誰が同意できるのかという点。返還請求者との関係を確認する場合においても、アイヌ遺骨の場合は返還請求者の同意をもって足りるというほど縁戚関係の蓋然性は高くないのではないかと。

外国の例では民族が集合的に同意する場合もあるが、アイヌ民族についてもそれを観念することが出来るか。

また、遺骨を一体化する場合には、問題が一層困難になる。
- かなり難しい問題であるが、鑑定を行うことにより得られる情報の方がより有益であれば可能ではないか。アイヌの方々にとってより利益となる情報が得られるのであれば問題ないと思う。
- 遺骨を一体とするためにDNA鑑定が必要であれば行うべきである。この結果をきちんと残しておけば返還に役に立てることもできる。当然のことながら遺骨を一体化する場合、DNA鑑定に対する同意は難しい問題だが、アイヌの代表者の方々に同意していただき進めるべきである。
- 北海道アイヌ協会では、アイヌのことやその歴史解明などのために研究を行うべきであると決定している。そのためにDNA鑑定が必要であると思う、また返還請求にきちんと対応できる体制を作ることが国の責任であると思う。
- 国連宣言では先住民族は遺体及び遺骨の帰還に係る権利を有するとなっているが、日本の場合、権利主体となるアイヌ民族とは具体的に誰を指すのか。要するに誰の声が「アイヌの声」なのか。特に遺骨については、アイヌ民族の中でもさまざまな意見があると言われている。もちろん全てのアイヌ民族の声が一本化されるというのは現実的ではないが、少なくともアイヌ民族の中で意見の統一や合意を図るよう手続的な保障を目指す動きが必要である。
- いろいろな人がいろいろなことを言うのは日本国内の様々な問題と同じであり、アイヌだけの話ではない。北海道アイヌ協会では組織として、総会や理事会できちんと意思決定を行っている。
- 北海道アイヌ協会が理事会で決定した考え方や立場については、対外的に明らかに誰にでも分かるように示す必要がある。
- 当面やるべき研究は、たとえ長い期間を要し返還が遅れるとしても遺骨を一体化することであって、一体化された遺骨の研究の是非は時間が解決すべき問題である。今後アイヌ自身による研究といった

可能性もあるので、将来に判断を委ねても良いと考える。

副葬品については研究の対象として大事であるが、基本的に遺骨と一緒に土に還すべきと考える。

- 遺骨の問題は百何十年前からの問題であり、5年、10年を超える時間がかかってもきちんとする必要がある。
- 象徴空間に遺骨を集約して研究に道を開くということは、アイヌの視点から研究を行うという考え方に変えなければならない。象徴空間は、アイヌの方々が望む研究内容とすることや研究成果をどのように世間に対して発信していくのかということの舵取りを行うこととなり、そのためには、象徴空間の中にアイヌの方々と一緒になって研究する機能や施設が必要であり、象徴空間の外で行われる研究に対して機会を提供する場合でも、その内容や成果の反映についてコントロールする必要がある。
- 遺骨を一体とすることに限定しても、骨学やDNA鑑定さらに考古学等の知見も持った研究者が必要となるが、研究を禁じられ、業績を公表できないという状況で、人材を確保することは難しいと思う。研究のあり方について議論する場合は、このような人材確保の可能性についてもあわせて考える必要がある。特に実際に作業にあたると思われる若い研究者に対して、研究者としての将来を封ずることは出来ない。
- 北海道大学でこの2年間にわたって1,000体を超える遺骨について作業した先生が実際にいるので、残りの大学はこの先生に相談するなどして象徴空間ができるまでにこうした作業を行うべきである。集約後についてはアイヌときちんと相談しながら象徴空間において研究を行うべきである。
- 極論になるが、研究者の確保は、過去何十年にわたってアイヌの人たちの遺骨を放置した状態で保管している大学の責任だと思う。その大学から研究者を派遣してある程度成果があがったら成果を大学が吸い上げれば良い。
- 大学が責任を果たそうにもいない人間は手配できないという問題があるので、少し現実を考える必要がある。
- 北海道には既にアイヌの遺骨を研究する人はいないので、この状況で大学の責任に言及しても問題が宙に浮いてしまうのではないか。

象徴空間の中では、研究者としての処遇が必要となるし、今後アイヌの若い人たちが研究する場合、その人たちに研究のやり方を教えるようなシステムが必要となる。
- 象徴空間において研究者に育ってもらうという点は賛成するが、ある程度成果を上げた研究者の処遇に対しては大学で責任を負うべきである。象徴空間で作業を行う研究者に対して、大学がその将来に責任を持ち、象徴空間における遺骨の管理や取り扱いについても大学はなお責任を持ち続けるべきである。
- 現実的な問題として、大学はそのような責任を負いにくいシステムになっている。大学においてこういう研究者はどんどん居なくなっているという現実があり、問題が宙に浮いてしまうのではないか。
- アイヌ遺骨に対して研究者がこれまで行ってきたこと、あるいはその背景にあった国の政策といったものを常に踏まえながら、遺骨の取り扱いを決めるべきであるというのは皆共通した考え。

その上で、研究についてどの範囲でどういう形で行うべきであるかについてはいろいろな意見があるにしても、研究の中身について遺骨を一体とすることと一般的に学術研究と言われているものを明確に区別できるかについては、個々の委員の考えで決まることではなく学術的に客観的に決まることではないか。

なお、大学の責任を語るのは、その波及効に照らし慎重であるべき。一つ間違えると研究者の学問の自由を侵害する恐れがある。企業の責任論と混同すべきではない。
- 過去に北海道大学が北海道アイヌ協会の支部に返還した時は、地元に戻そうと協会が遺族になり代わり大学と交渉したが、コタンに返還するということになるので、協会だけではないので、将来にわたってそこが維持できるかについて厳密に検討する必要がある。

また、過去に返還された例でも各地域によって遺骨の管理方法や慰霊についてばらつきがあるので、象徴空間で全体の慰霊を行うことや時代を経て土に還す可能性もあることを考えると返還の条件をきちんと整えていくべき時に来ていると考える。

地域返還については越えるべきハードルが多々あるので、一体的に象徴空間で慰霊するべきである。
- 北海道アイヌ協会の前回の理事会では、ある高校の郷土史研究クラブによって発掘された遺骨もあるとの話があったが、そういうものであれば返還すべき相手方を特定することが可能だと思うがごく

少数である。地域返還については、過去に協会で5カ所に返しているので今後も可能性はあるかもしれないが、実際には難しいのではないかと思う。

また、返還を求めた方にその挙証責任があるというのは、私の墓地から持っていったらと思うてもそれを確かめるようなデータをその人が持っていないことがほとんどであろうからこれは問題があるのではないか。

- 北海道アイヌ協会の支部の返還に関する基本的な考え方をお聞かせ願いたい。
- 少なくとも北海道大学に関しては、過去に返還の話があった時には場所が特定されていたので、関係する地域の支部に確認しているので、基本的にはこれ以上は無いかと思う。
なお、返還できるのであれば支部に戻してもらい、然るべく継続して慰霊をしていきたいとの支部が一つある。
- 北海道アイヌ協会の考え方としては、地域返還を視野に入れて最大限返還するというよりは、慰霊施設において極力一体的に慰霊の対象とするべきだということか。昨年9月の本会議で承認された「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的考え方について」では、アイヌの人々が返還を求める遺骨については最大限返還する、とされており、最大限返還のためには地域返還の可能性を追求する必要がある。他方、アイヌの人々がその返還を求めているかという問題もある。
- 北海道アイヌ協会では、過去に身元が必ずしもはっきりしない遺骨も北海道大学の了解のもと返還請求した支部に返還しており、その後、新たに個人が特定され返還相手が特定された遺骨はほとんどないと思われるので、地域への返還は、この時に済んでいるという認識を持っている。地元管内の支部では、個人として返して欲しいと強く声を上げている者も数名いるがごく僅か、大勢の者は自分が返してもらうべき立場なのか本人も分からず、自分の住んでいる地域から発掘されたというのは分かるという程度である。そのため、強く返して欲しい、これは私の先祖だと言う者はほとんどいないと思う。返還を希望する方がその資格のある人であり、その方に返すべき遺骨が特定されるのであれば、地域ではなくその個人へ遺骨を返還するべきである。
- 今現在、北海道に住んでいる北海道アイヌ協会の会員や協会に入っていない人でもこの問題について知らない人もいると思う。だから、ずっと目の前にあった情報を見落としていて気がつかないでいたという人の中には何年後かに自分の地元で慰霊したいという人も出てくるのではないかと思う。
また、先ほどから協会の話ばかりだが、協会の会員になれない道外のアイヌの中でも、もし地域への返還が可能であればこれを希望するという人が将来出たときのために、今の時点で地域返還の道を閉ざさないで残しておいて欲しい。
- 特に道外のアイヌの方々に対して、遺骨についての情報をきちんとお知らせする方法を考えなければならない。
- 集約された遺骨の返還の可否の判断方法について、遺骨の管理責任者と返還の相手方としても適格性を有する者の間の合意に基づく民事上の行為とするか、遺骨返還に関する主務大臣が必要な手続を踏んだ上で判断する行政行為とするかとはどのような趣旨か。
- 通常は民法や民事訴訟法に基づき返還されるのが基本的なルールであり、返還請求を行う方が請求する権利を立証することになる。ただし、アイヌ遺骨の返還については、立証が難しい状況になっているので、別に制度を作り主務大臣が返還する要件を定めるなど立証する内容を相当程度軽減するような特別な手続をつくる必要があるかという問題提起。
- 明治からアイヌの遺骨を学術研究と称して掘り始めたが、警察から事情聴取された際に学術研究として国の許可があると話したという話が学問の暴力という本にある。もし、このような許可を国がしたのであれば遺跡や道路工事で発掘・発見された遺骨とは違った責任が国にあると思うので事実関係を教えて欲しい。
- 大学が持っているいろいろな関係資料についても、象徴空間に集約するべきである。

(2) 象徴空間の整備・管理運営の基本的な考え方について

- ① 事務局より前回部会における各委員からの意見について及び意見を踏まえた基本方針について説明。
- ② 主な意見
 - 象徴空間全体の計画について横のバランスをとるために、一体的な運営を担保する仕組みについて早く決めていただきたい。

- 関連区域と関係してくるが、河川法や漁業法、国有林野の利活用などの規制により今までも十分な活動ができていない。ナショナルセンターを作るのであればこれらの許認可についても考える必要がある。例えば北海道から特区申請してもらおうようなことも一つの可能性としてあるのではないか。
- 北海道からの特区申請について検討してもらえるとありがたい。
- 象徴空間については博物館の検討も同時に進んでおり、昨年策定された基本構想は資料として配布されているが、これまでの議論の状況について整理した資料等も提供していただきたい。

2. 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の進捗状況について 事務局より次のとおり説明。

- 北海道外アイヌにおける施策の対象者の認定については、政策推進作業部会において、誤ってアイヌ以外の者を施策対象とするなど制度の信頼性を損なうことのないよう、施策対象者となるアイヌの方々を平成26年度から認定するために必要な手続等について検討を行うこととされ、第5回アイヌ政策推進会議に報告されたところ。その後検討を重ねて、実施方針をアイヌ政策関係省庁連絡会議の申し合わせで決定したので、その内容について報告する。

まず、認定業務を実施する機関については国土交通省が選定するが、第11回政策推進作業部会でも確認されたとおり、選定にあたってはアイヌ民族に対する理解があること、民族の構成員を民族みずからが決定すること、民族政策に係る事務処理の経験があるといった事項に留意することとした。選定後は、選定された実施機関と国土交通省は業務を実施するに当たっての合意書を交わし、実施機関は、この合意書に基づき、国土交通省が定める実施規則の準則に従って実施規則を作成する。

また、実施機関は、これまでの部会での議論を踏まえ、有識者からなる第三者委員会を設置し、対象者認定の適切性についての審査を行うこととした。

3. その他

- 次回の部会は、3月27日を予定。

(以上)